

解体業、破碎業者の廃棄物処理法に基づく処理業許可の取得状況について

1. 環境省調査結果（解体業者関係）

調査時点：平成 12 年度末

調査対象：都道府県、保健所設置市

調査結果：1643 件

（1 業者が複数県・市で許可を取得している場合もある）

2. 既存の調査結果（例）

【解体業者関係】

日本 E L V リサイクル推進協議会調べ

調査時点：平成 13 年 3 月

調査対象：協議会の加盟企業（加盟企業 1249 社中回答 476 社）

調査結果：許可取得率 84%

【破碎業者関係】

（社）日本鉄リサイクル工業会調べ

調査時点：平成 13 年 1 月

調査対象：工業会の専業会員企業（専業会員 795 事業所中回答 409 事業所）

調査結果：許可取得率 58%

[うち、シュレッダー事業者の許可取得率 91%]

注) これまで使用済自動車の「解体業」「破碎業」に係る資格制度がなかったこともあり、その実数に関する統計データはない。(これまで産構審自動車リサイクルWG及び中環審自動車リサイクル専門委員会では「解体業者：約5千」、「破碎業者：140」という推計データを用いてきた。)